



セミナー開催のお知らせ

テーマ：消費税のインボイス制度

期 日：12月3日 10:00～12:00

場 所：メルパルク熊本（有明の間）

熊本市水道町 14-1

Tel. 096-355-6311

インボイス制度が令和5年10月1日から導入されます。「適格請求書発行事業者」のみがインボイスを交付できる制度で、登録申請は令和3年10月1日から受付を開始しています。

インボイス制度とは何か？この制度導入で事業者にどのような影響があるのか？請求書や領収書はどう変えなければならないか？いつ登録申請をするのか？しないのか？などをテーマにゼミを行います。

事業者にとって近年では最も影響の大きい制度が導入されます。ぜひ、ご参加いただき、この制度の理解と対応策を一緒に考えていこうと思っております。

11月吉日

アコード税理士法人

熊本市中央区新市街 12-9

Tel.096-245-7247